

特定非営利活動法人こうけんひまわり定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人こうけんひまわりという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市福田町福田 2 1 2 2 番 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、障がい者等に対して、成年後見等に関する事業を行い、障がい者が安心して日常生活を送ることが出来るようにするとともに、関係専門職との連携を密にし、会員の資質向上と活動に関する相談にのることにより障がい者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 成年後見に関する事業
 - ② 生活支援に関する事業
 - ③ 会員の研修・交流に関する事業
 - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動を推進するために入会した個人。
- (2) 利用会員 この法人の目的に賛同し、利用を目的に入会した個人。
- (3) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体。

(入会)

- 第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が、死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、理事会の承認を経て任意に退会することができる。

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名する事ができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

- 第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第 13 条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 10人以上～20人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

- 第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局員その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、運営会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (5) 会費の額
 - (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 運営会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任する事ができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 運営会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任状がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

- 第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設ける事ができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 運営会員の死亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、解散時の総会において、選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、社会福祉法人P.P.P「家族会ひまわり家族会だより」及び官報に掲載して行う。

2 第1項の規定にかかわらず、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	歌川 健造
副 理 事 長	秋元 武久
同	郷木 政和
理 事	竹内 俊一
同	小幡 範子
同	桑原 一
同	我妻 潔
同	西江 嘉彰
同	成田セツ子
同	久保田利光
同	長瀬 文夫
同	菅木とよ子
同	横尾 妙子
同	細羽 道子
同	難波 佳子
同	松木ツギ子
監 事	山下 和恵
同	久本 浩司

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 運営会員	個人	月会費	800円
(2) 利用会員	個人		0円
(3) 賛助会員	個人	年会費	2,000円
	団体	年会費	5,000円
- 7 この定款は、平成30年7月22日から施行する。